

(資料五)

令和三年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県県税条例の一部を改正する条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	2
島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例	3

令和3年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第116号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の法人税割の超過課税の適用期限について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県民税の法人税割の超過課税の適用期限を令和9年3月31日まで5年間延長すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第117号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

災害救助法の改正に伴い、市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

災害が発生するおそれがある場合であって、災害対策基本法の規定により特定災害対策本部等が設置されたときに、市町村の区域内において被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対する救助の実施について各市町村に権限移譲すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第118号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとすること。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第119号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 提案理由

屋外広告物等の適正な管理を図るため、広告物等を点検することについて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る知事の許可の期間の更新を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならないこと。

(2) (1)の点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならないこと。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

第120号議案

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

3 施行期日

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。